

平成29年度事業計画

平成27年4月に「食品表示基準」が施行され2年が経過し、経過措置期間はまだ残り3年（平成32年3月末まで）となった。また、加工食品の原料原産地表示の義務化やHACCP導入の義務化などが制度化に向けて検討が進められているが、これらの諸問題については、順次、様々な対応が迫られている。

このような状況下、当工業会は設立40周年を迎えることから、40周年記念事業も含め、本年度も、「ソースの日」を核とした消費対策事業を中心に、各種問題に迅速且つ的確に対応するべく次の事業を実施する。

1. 消費対策事業

(1) 11月7日の「ソースの日」を核とし、「ソースの日」の認知拡大やウスターソース類の消費拡大を目的とし、消費対策委員会で具体的な事業内容を詰め理事会の承認を得て実施することとする。

また、本年はソース工業会設立40周年記念事業として、全国の小中学校を対象に、産経子どもニュース「育て！子どもたち」に協賛し、ソースの正しい情報を発信すべく事業を実施する。

2. 情報提供等事業

(1) 業界の円滑な運営及び啓発普及を推進するため、会員企業に向け、ウェブサイトやメールを利用して、関係情報の提供を迅速に行う。併せてテレビ・新聞等の媒体に対し積極的に情報提供を行い、ウスターソース類の一層の普及啓蒙を推進する。

(2) 消費者団体等と連携し、ウスターソース類の啓蒙活動を計るため、勉強会等を積極的に開催していく。

3. 技術対策事業

(1) 食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめにより、今後HACCPの導入が義務化されることから、この問題について技術委員会を中心に対応する。

(2) 原料原産地表示問題について関係機関と連携し対応する。

(3) 食品表示基準の完全移行に向け、会員企業に対し積極的に情報提供を行う。

- (4) HACCP法（支援法）における指定認定機関として、一連の支援措置推進や制度啓発を行い、HACCP手法の導入による安全性・品質管理等の向上を図る。
- (5) 食品衛生問題等について関係機関と連携し対応する。

4. 原材料対策事業

- (1) 原材料に関する国内外の情報提供等を行う。
- (2) 容器、副資材に係る情報提供について対応を図る。

5. 企業振興対策事業

- (1) ブロック会議等を開催し、会員間の連携を密にし、今後の諸問題に対応していく。
- (2) 会員企業の経営及び技術の改善向上を目的とし、講演や視察等を含む研修会を行う。
- (3) 廃棄物の減量化及び公害防止に係る環境税制等の問題について、関係機関と連携を図りながら業界の実情に即して対応する。
- (4) 金融、税制問題について関係機関と連携して対応する。
- (5) 食品産業PL共済を通じてPL法に対応する。

6. その他

- (1) 日本ソース工業会設立40周年記念式典・祝賀会を開催する。
- (2) 工業会の事業内容や運営方法等について、検討を行う。
- (3) 関係業界と連携し、様々な情報交換を行う。
- (4) その他必要に応じ各種事業を行う。

以上